

Q-4

敷地が福岡市をまたぐ場合、どちらに確認申請したらよいですか。

A-4

基本的には法第91条の規定にならい、その建築物または敷地の過半に属する行政庁において一括で申請するものとします。

ただし、隣接する各土木事務所の取扱基準等との調整が必要なため、関連する事前協議は必ず行ってください。

併せて所管消防署でも確認をお願いします。